

運 営 規 程

《指定居宅介護支援事業》

【ふれあいサポート小野ケアステーション】

(事業の目的)

第1条 株式会社シェアリングエイド（以下「事業者」という）が運営する【ふれあいサポート小野ケアステーション】（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 事業の実施にあたり、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮する。
- 3 事業の実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することが無いよう公正中立に行う。
- 4 事業の運営にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。必要な時に必要な居宅サービスが提供できるよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、『大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年3月20日大津市条例第53号）』の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ふれあいサポート 小野ケアステーション
- (2) 所在地 滋賀県大津市湖青1丁目1-20 ローズプラザ小野内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 <常勤 主任介護支援専門員>
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また自らも居宅介護支援等の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（うち1名管理者と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護支援等の提供にあたるものとする。
担当利用者数は、介護保険法令に定める上限件数に準ずるものとする。

(3) 事務職員 1名以上

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及びその他必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までは休業日とする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 24時間連絡体制

緊急時等電話による相談については、営業日及び営業時間外においても転送電話により24時間365日対応するものとする。

(居宅介護支援等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援等の提供方法及び内容は次の通りとし、居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

利用料は、法定代理受領により介護保険から全額給付されるため利用者から利用料を徴収しない。ただし、保険料の滞納などにより法定代理受領ができない場合は、利用料金全額(10割)を利用者から徴収し、指定居宅介護支援提供証明書を発行する。

(1) 保険者からの委託を受けた場合、要介護、要支援等の認定に係る訪問調査を行う。

(2) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等と面接して利用者を支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。その結果に基づき、当該地域における居宅サービス事業者等に関する情報提供を行い利用者自身がサービスを選択できるよう支援し、居宅サービス計画を作成して利用者の同意を得る。居宅サービス計画が効率的且つ効果的に実行されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、特段の事情がない限り最低1月に1回(一定条件を満たした場合は2月に1回)は利用者宅を訪問して利用者の生活状況や居宅サービス等の利用状況を確認、評価した上で、居宅サービス計画の変更及び居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、その他便宜の提供を行う。尚、利用者宅の訪問に関しては必要に応じて随時実施するものとする。

(4) 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催して担当者から意見を求め、居宅サービス事業者等の事業者間の連携を図る。

(5) 介護支援専門員は、居宅介護支援等の提供にあたっては、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解して頂けるよう分かり易く説明を行うと共に、相談に応じる。相談を受ける場所に関しては、相談内容等に応じて、自宅、居宅介護支援事業所、又は居宅サービス事業所等とする。

2 介護支援専門員が居宅介護支援等に要した交通費は、徴収しない。

3 居宅介護支援契約の解約において、解約料は発生しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、和邇地域包括、小松地域包括、堅田地域包括、真野地域包括、比叡地域包括、比叡第二包括、中地域包括、中第二地域包括エリアとする。

(事故発生時の対応)

第8条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により、事故が発生した場合は、市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する居宅介護支援等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第9条 事業者は、居宅介護支援等の提供に関わる利用者からの苦情、居宅サービス計画に基づいて提供した居宅サービスに関するご相談や苦情に迅速且つ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した居宅介護支援等に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、津語の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、地域包括支援センター、保健所、医療機関、居宅サービス事業者、社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築できるよう努める。

(人権擁護・虐待防止)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権擁護・虐待防止に関する責任者を選定する。
- (2) 人権擁護・虐待防止に関する研修を年1回以上従業者に実施する。
- (3) 第9条に基づく、苦情処理体制の整備。
- (4) 利用者の権利擁護を推進するため、成年後見制度等の利用を支援する。

- 2 事業者は、事業において居宅サービス事業者及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（暴力団排除）

第18条 事業所を運営する法人の役員および事業所の管理者、その他従業者は、暴力団員【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。】であってはならない。

- 2 事業の運営にあたり、暴力団員の支配を受けてはならない。

（その他運営に関する留意事項）

第19条 事業者は、介護支援専門員等職員の資質向上のための研修及びサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等の会議の機会を次の通り設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時（新任）研修 採用後1ヶ月以内の実施

（2）継続研修 年3回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付 則

この規程は、平成22年 9月1日から施行する。

この規程は、平成23年 8月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 2月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年 1月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規定は、令和元年 5月1日から施行する。

この規程は、令和元年 6月1日から施行する。

この規程は、令和元年 7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年 7月1日から施行する。

この規程は、令和5年 10月1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月1日から施行する。

